

別府警察署・速度取締り指針（令和3年1～6月）

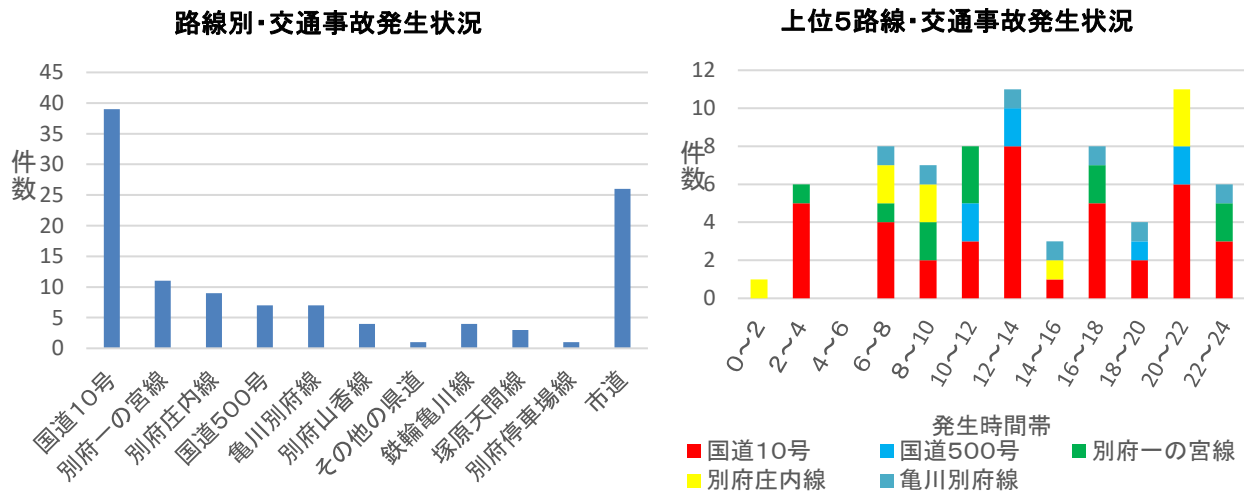
速度取締り重点

次の路線、時間帯を重点に速度取締り活動を推進します。
ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道10号	終日	管内全域	50km/h (一部法定速度)

速度取締りの必要性について

速度超過が関係する交通人身事故発生状況（平成28年～令和2年10月末現在）



- 管内では、上記期間中に2, 221件の交通人身事故が発生しており、そのうち、112件は速度超過が関係しています。
- 速度超過が関係する交通事故の発生状況を路線別に見ると、多い順に、国道10号39件（34.8%）、県道別府一の宮線11件（9.8%）、県道別府庄内線9件（8.0%）、国道500号7件（6.3%）、県道別府亀川線7件（6.3%）となっています。
- 国道10号は、管内で最も交通量の多い路線で、昼夜を問わず交通事故が多発し、特に早朝・深夜の時間帯には死亡事故等重大な事故が発生していることから、重点的に速度取締りを実施する必要があります。

その他の交通指導取締りについて

- 重大事故に直結する横断歩行者妨害や信号無視、一時不停止等の交差点関連違反の取締りを強化します。
- 通学路対策として、可搬式オービスによる速度取締りや、パトカーによるパトロール活動を行い、登下校時の児童等の安全を確保します。
- 検問等による飲酒運転等の悪質交通違反の取締りを強化します。